

令和6年度

御嵩町一般廃棄物処理実施計画

御嵩町住民環境課

目次

I	処理の基本方針	1
II	計画区域	1
III	計画期間	1
IV	一般廃棄物の排出の状況	2
1.	生活系一般廃棄物	2
(1)	生活系一般廃棄物の排出量と処理量の見込み	2
(2)	生活系一般廃棄物の処理施設	2
2.	資源物	3
(1)	資源物の回収量の見込み	3
3.	し尿等	4
(1)	し尿等の排出量と処理量の見込み	4
(2)	し尿等の処理施設	4
4.	事業系一般廃棄物	4
(1)	事業系一般廃棄物の排出量と処理量の見込み	4
(2)	事業系一般廃棄物の処理施設	5
V	一般廃棄物処理実施計画	6
1.	生活系一般廃棄物	6
(1)	可燃ごみ	6
(2)	不燃ごみ	6
(3)	粗大ごみ	8
(4)	特別ごみ	8
(5)	特定ごみ	9
(6)	処理禁止物	9
2.	資源物	9
(1)	15品目	9
(2)	資源集団回収	11
(3)	プラスチック製容器包装	11
(4)	使用済小型家電	12
3.	し尿	12
(1)	収集・運搬	12
(2)	処分	12
4.	し尿浄化槽汚泥等	12
(1)	収集・運搬	12
(2)	処分	12
5.	事業系一般廃棄物	13
(1)	事業系ごみ	13
(2)	処理対象となる事業系ごみの種類	13
(3)	ごみ処理施設の利用	13
(4)	事業者の協力義務	13
6.	火災廃棄物	13
(1)	ささゆりクリーンパークで処理できる火災廃棄物	13
(2)	ささゆりクリーンパークで処理できない火災廃棄物	14
(3)	火災廃棄物搬入手続き	14
(4)	火災廃棄物搬入方法	14
7.	交通事故死等による動物死体の処理	14

VI	一般廃棄物の排出抑制に関する方策	14
1.	イベントでの啓発	14
2.	広報紙等による啓発	14
3.	ごみ減量化の奨励、助成	14
4.	環境学習への職員派遣	14
5.	その他	14
VII	町内一斉清掃	15
1.	町内一斉清掃の実施	15
VIII	生活排水処理実施計画	15
1.	種類ごとの年間ごみ排出量の見込み及び処理主体	15
2.	処理計画	15
(1)	生活排水の処理計画	15
(2)	し尿・汚泥の処理計画	15
3.	処理計画	16
(1)	処理施設の概要	16

I 処理の基本方針

1. 生活系一般廃棄物は、排出者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第14号。以下「条例」という。）及び第2次一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（令和4年3月策定。以下「基本計画」という。）の定めるところにより、御嵩町（可茂衛生施設利用組合（以下「可茂衛生」という。）を含む。）又は法第7条に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の許可を受けた者（以下「許可業者」という。許可業者の名称は別紙1の表-7のとおり。）が処理する。
2. 生活系一般廃棄物は、可能な限り再資源化、減量、減容に努め、ごみとして排出する場合は、可燃物と不燃物に分別したうえで、決められた排出方法、注意事項等に従い、適正に処理するものとする。
3. 事業系一般廃棄物は、事業者が可能な限り再資源化に努め、自らの責任において適正に処理することを原則とするが、これによりがたいときは、法、条例及び基本計画の定めるところにより、原則可茂衛生の処理施設を利用して処分するものとする。ただし、可茂衛生で受け入れのできないものについては、御嵩町と協議をするものとする。
4. 事業系一般廃棄物の処理で、御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成6年規則第21号。以下「規則」という。）第5条に規定する事業所は、条例第6条に規定する減量に関する計画書を町長に届出なければならない。また、第7条に規定する事業者は、規則第6条に規定する承認申請書を町長に提出しなければならない。

II 計画区域

御嵩町全域とする。

III 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

IV 一般廃棄物の排出の状況

1. 生活系一般廃棄物

(1) 生活系一般廃棄物の排出量と処理量の見込み

種 類	排出量 t/年	処理量 t/年	収 集		処理・処分	
			主 体	回 数	主 体	方 法
可燃ごみ	2,406	2,406	委託業者	週2回	可茂衛生	焼却 焼却灰は再資源化又は埋立処分
不燃ごみ(金物類・ガラス類)	107	107	委託業者	月1回	可茂衛生	資源化
不燃ごみ(陶磁器・がれき類)	42	42	委託業者	年2回	御嵩町	埋立処分
			自己搬入	月2回		
粗大ごみ(可燃・不燃)	102	102	委託業者	月1回	可茂衛生	可燃：破碎後焼却 焼却灰は再資源化又は埋立処分 不燃：再資源化
			御嵩町	月4回		
特別ごみ(乾電池)	7	7	委託業者	年2回	委託業者	資源化
			御嵩町	随時		
特別ごみ(蛍光灯・水銀体温計)	2	2	御嵩町	随時	可茂衛生	資源化
特定ごみ	2	2	自己搬入	随時	可茂衛生	資源化又は埋立処分

(2) 生活系一般廃棄物の処理施設

① 可燃ごみ・不燃ごみ(陶磁器・がれき類)・粗大ごみ(可燃・不燃) 処理施設

項目	内容	
名称	ささゆりクリーンパーク(可茂衛生)	
	可燃ごみ処理施設	不燃ごみ処理施設
所在地	可児市塩河 839 番地	
処理対象物	可燃ごみ	不燃ごみ・粗大ごみ
処理方法	焼却	破碎有価物回収後、焼却
処理能力	240 t / 24 時間	32 t / 5 時間

②不燃ごみ（陶磁器・がれき類）処理施設

項目	内容	
名称	御嵩町一般廃棄物埋立処分場	
所在地	御嵩町御嵩 2192 番地 589	
処分形式	安定型埋立最終処分	
埋立能力	面積 1,254 m ²	容量 4,288 m ³

③特別ごみ処理施設

項目	内容	
名称	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所	
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1 号	
処理対象物	乾電池・水銀体温計・蛍光灯	
処理方法	選別、焙焼、解砕、磁選	
処理能力	100.8 t/日	

2. 資源物

(1)資源物の回収量の見込み

種類	回収量	回収		再資源化	
		主体	回数	主体	方法
スチール缶	6 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化
アルミ缶	10 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化
無色(透明)びん	14 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化
茶色びん	11 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化
その他色びん	5 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化
再利用びん	4 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化
飲料用紙パック	21 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化
ダンボール	73 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化
その他紙製容器包装	2 t/年	委託業者	偶数月に1回	委託業者	資源再生業者による再資源化

種 類	回収量	回 収		再資源化	
		主 体	回 数	主 体	方 法
ペットボトル	9 t /年	委託業者	偶数月 に 1 回	委託業者	資源再生業者による再資源化
新聞紙	71 t /年	委託業者	偶数月 に 1 回	委託業者	資源再生業者による再資源化
雑誌類 (新聞広告含む)	82 t /年	委託業者	偶数月 に 1 回	委託業者	資源再生業者による再資源化
古着	1 t /年	委託業者	偶数月 に 1 回	委託業者	資源再生業者による再資源化
家庭用 廃食用油	2 t /年	委託業者	偶数月 に 1 回	委託業者	資源再生業者による再資源化
プラスチック製 容器包装	91 t /年	委託業者	月 2 回	日本容器包装リ サイクル協会	再再資源化事業者による再再資源化
使用済 小型家電	1 t /年	御嵩町	随 時	認定事業者	認定事業者による再資源化

3. し尿等

(1) し尿等の排出量と処理量の見込み

種 類	排出量	処理量	収 集		処理・処分	
			主 体	回 数	主 体	方 法
し尿	955k1/年	955k1/年	許可業者	随 時	可茂衛生	高速酸化方式
浄化槽汚泥	3,800k1/年	3,800k1/年	許可業者	随 時	可茂衛生	高速酸化方式

(2) し尿等の処理施設

項目	内容
名称	緑ヶ丘クリーンセンター
所在地	美濃加茂市牧野 1912 番地 2
処理方法	標準脱窒素処理方式
埋立能力	100k1 / 日

4. 事業系一般廃棄物

(1) 事業系一般廃棄物の排出量と処理量の見込み

種類	排出量	処理量	収集・運搬	処理・処分
可燃ごみ 粗大ごみ	1,121t/年	1,121t/年	自己搬入 許可業者	焼却処分 破碎後焼却、再資源化
資源ごみ	0t/年	0t/年	自己搬入 許可業者	再資源化

種類	排出量	処理量	収集・運搬	処理・処分
実験用動物の死体	0.1t/年	0.1t/年	自己搬入許可業者	焼却処分
木くず、刈り芝ごみ	2 m ³ /年	2 m ³ /年	自己搬入許可業者	再資源化
可燃ごみのうち食品残渣	67 t	67 t	自己搬入許可業者	飼料化

(2) 事業系一般廃棄物の処理施設

① 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ処理施設

項目	内容		
名称	ささゆりクリーンパーク（可茂衛生）		
	可燃ごみ処理施設	不燃ごみ処理施設	資源ごみ処理施設
所在地	可児市塩河 839 番地		
処理対象物	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
処理方法	焼却	破砕有価物回収後、焼却	再資源化
処理能力	240 t / 24 時間	32 t / 5 時間	

② 実験用動物処理施設

項目	内容
名称	株式会社 美濃ラボ
所在地	海津市平田町今尾 1195 番地 1
処理方法	焼却
処理能力	190kg / 時間

③ 木くず・刈り芝ごみ処理施設

項目	内容
名称	株式会社 佐合木材
所在地	美濃加茂市山之上町高木浦 7996 番地 1
処分方法	粉砕・資源化

④ 可燃ごみのうち食品残渣

項目	内容
名称	株式会社 橋本 関エコフィールドセンター
所在地	関市尾太町 41 番地
処理方法	蒸気間接加熱乾燥、脱脂方式
処理能力	36 t / 日

V 一般廃棄物処理実施計画

1. 生活系一般廃棄物

(1) 可燃ごみ

① 搬出方法及び収集運搬の方法

対象品目	生ごみ、紙くず類、プラスチック製品（プラスチック製容器包装及びペットボトルは除く。）、履物、ゴム製品、紙おむつなど
排出方法	町指定の可燃ごみ専用袋（以下「可燃ごみ袋」という。）を使用する
収集方法	ステーション
排出(収集)場所	町指定の可燃ごみ集積所
収集日程・搬入日	地区ごとの収集日は別紙1の表ー1のとおりとし、広報誌及びみたけカレンダーに掲載しするとともに、地区ごとに収集日程と分別品目を記載した「ごみ・資源物収集日程と分別品目」を配布する
委託業者	(株)橋本
処理手数料	条例第8条第1項のとおり

可燃ごみ袋の種類と寸法

種類（サイズ）	寸法	
	外形	厚さ
可燃（大）	550 mm × 870 mm	0.025mm
可燃（中）	500 mm × 760 mm	0.025mm
可燃（小）	450 mm × 650 mm	0.025mm

② 注意事項

- ・ 収集日前日の夜には絶対に出さないこと。また、当日の朝8時までに集積所に出すこと。
- ・ 可燃ごみ袋に自治会名（アパート名）及び氏名を明記すること。
- ・ 水分のあるものはよく水切りをすること。
- ・ 剪定枝などは太さ3cm以下のもので袋に入るものを出すこと。
- ・ 紙おむつの汚物は取り除くこと。
- ・ 履物やカバン等の金具は不燃ごみ金物類で出すこと。
- ・ 可燃ごみ袋に入らないごみは、粗大ごみとして出すこと。

(2) 不燃ごみ

① 排出方法及び収集運搬の方法並びに搬入方法

種類	金物類	ガラス類	陶磁器類・がれき類	
対象品目	プラスチックの塊、スプレー、カセットボンベ、調理器具（フライパン・鍋・包丁・まな板）等	ガラス製品、白熱電球、化粧びん、薬のびん等	瓦、無筋コンクリート、ブロック、タイル、れんが、茶わん等	20 kgを超える瓦、無筋コンクリート、ブロック、タイル、れんが、茶わん等

種類	金物類	ガラス類	陶磁器類・がれき類
排出搬入別	排出		搬入
収集方法	ステーション		
排出(収集) ・搬入場所	町指定の不燃ごみ集積所		御嵩町一般廃棄物処分場
排出・搬入 方法	町指定の不燃ごみ専用袋（以下「不燃ごみ袋」という。金物類に○をつける）	不燃ごみ袋（ガラス類に○をつける）	不燃ごみ袋（陶磁器類に○をつける）
収集日程 ・搬入日時	地区ごとの収集日は別紙1の表-2のとおりとする		地区ごとの収集日は別紙1の表-3のとおり
	収集日は、広報誌及びみたけカレンダーに掲載しするとともに、地区ごとに収集日程と分別品目を記載した「ごみ・資源物収集日程と分別品目」を配布する		毎月第2金曜日・第4日曜日 午前9時から午後4時まで
委託業者	(株)橋本		
処理手数料・投 棄料	条例第8条第1項のとおり		御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第20号）第6条第1項のとおり

不燃ごみ袋の種類と寸法

種類（サイズ）	寸法	
	外形	厚さ
不燃（大）	650 mm×970 mm	0.06mm
不燃（小）	450 mm×650 mm	0.06mm

②注意事項

- ・収集日前日の夜には絶対に出さないこと。また、当日の朝8時までに集積所に出すこと。
- ・不燃ごみ袋に自治会名（アパート名）及び氏名を明記すること。
- ・1つの袋に金物類、ガラス類、陶磁器類を混入しないこと。
- ・割れたガラスや尖ったものは、新聞紙等に包んで出すこと。
- ・スプレー、カセットボンベは使い切ってから穴あけ・ガス抜きすること。
- ・不燃ごみ袋に入らないガラス類及び金物類は、粗大ごみとして出すこと。
- ・処分場に搬入する場合は、搬入予定日の2週間前までに申し込むこと。
- ・搬入する前に職員が投棄物の確認に向う。
- ・搬入する品目に付いている鉄筋やプラスチック類は取り外すこと。
- ・搬入の際に使用した袋等は持ち帰ること。

(3)粗大ごみ

①搬出方法及び収集運搬の方法

対象品目	家具、布団、自転車等指定袋に入らない可燃ごみ・不燃ごみ	
		一番長いところが 150 cm を超え 230 cm までのもの
排出方法	町指定の粗大ごみシールを貼付（単品ごとに 1 単位）	
収集方法	ステーション	戸別収集
排出(収集) ・搬入場所	町指定の不燃ごみ集積所	申し込みをした各戸・アパート
収集日程 ・搬入日	地区ごとの収集日は別紙 1 の表—2 のとおりとし、広報誌及びみたけカレンダーに掲載するとともに、地区ごとに収集日程と分別品目を記載した「ごみ・資源物収集日程と分別品目」を配布する	毎週水曜日（祝日及び年末年始等役場閉庁日を除く）
委託業者	(株)橋本	
処理手数料	条例第 8 条第 1 項のとおり	

②注意事項

- ・収集日前日の夜には絶対に出さないこと。また、当日の朝 8 時まで集積所に出すこと。
- ・粗大ごみシールに自治会名（アパート名）及び氏名を明記すること。
- ・戸別収集は、収集日の 1 週間前までに、役場開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、住民環境へ電話又は直接窓口へ申し込みが必要。
- ・戸別収集は、収集日当日朝 8 時 30 分までに自宅の玄関先又はアパートの 1 階入り口付近に出すこと。
- ・シールを貼ることができないものは、エフとしてぶら下げる。
- ・同一品目を束ねて出す場合は、本人が 1 人で持てる程度（30 kg 程度）にひもで束ねること。
- ・同一品目以外は束ねないこと。

(4)特別ごみ

①排出方法及び収集運搬の方法並びに搬入方法

種類	蛍光灯・水銀体温計	乾電池・充電式電池・ボタン電池
排出搬入別	搬入	排出
排出(収集) ・搬入場所	役場本庁舎、各地区公民館	町指定の不燃ごみ集積所
排出・搬入方法	回収箱	
収集日程 ・搬入日	随時回収（閉庁時・休館日を除く）	地区ごとの収集日は別紙 1 の表—3 のとおりとし、広報誌及びみたけカレンダーに掲載し、ごみ・資源物収集日程と分別品目を配布する
委託業者		(株)橋本

②注意事項

- ・収集日前日の夜には絶対に出さないこと。また、当日の朝8時までに集積所に出すこと。
- ・車両用電池は除く。
- ・ボタン電池及び充電式電池はガムテープ等で絶縁すること。
- ・蛍光灯・水銀体温計の割れてしまったものは袋に入れること。
- ・LED電球は回収箱に入れることはできるが、白熱電球は不燃ごみ（ガラス類）で出すこと。

(5) 特定ごみ

① 搬出方法等

対象品目	石臼、FRP浴槽、耐火金庫、珪藻土製品（石綿含有物）、スレート、石膏ボード、大理石、つけもの石（加工品）、ボウリングの玉など
搬出方法	一般廃棄物収集許可業者（榊橋本、小森産業㈱）に持ち込み
処理手数料	条例第8条第1項のとおり

② 注意事項

- ・同一品目以外は束ねないこと。
- ・処理手数料は一般廃棄物収集許可業者に支払うこと。
- ・取扱事業者又は販売店にてリサイクル等の取引ができないもの。

(6) 処理禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、可茂衛生の処理施設の処理能力により処理できないものは、収集場所への排出を禁止する。

購入店、処理業者等に相談し、排出者の責任において適正に処理する。


項目	内容
適正処理困難物	揮発油（ガソリン、シンナーなど等）、灯油、廃油、花火、火薬類、タイヤ、オートバイ、エンジン、バッテリー、モーター、消火器、塗料、プロパンガス、ボンベ、ピアノ、農薬、殺虫剤、容器入りの薬品、注射器、点滴用チューブなど
一時多量ごみ	引っ越しなどにより多量に出るごみ、建築廃材、多量な草木類など
事業ごみ	事業活動（商店、飲食店など）、農業（農業用機械、育苗箱、農業用ビニールなど）に伴って出るごみ

2. 資源物

資源物は、その種類ごとに決められた出し方等に従い、排出するものとする。

(1) 15品目

① 資源物分別収集対象品目、排出方法

区分	種類	出し方	注意事項
缶	①スチール缶 ②アルミ缶	種類ごとに分け、専用の回収ボックスに入れる 種類に迷った場合はスチール缶へ出す	飲食用に限る 潰さないでゆすいで出す お菓子・海苔・ペットフードの缶やふたは出せる
ペットボトル	③無色ペットボトル ④有色・その他ペットボトル ( がついているもの)	種類ごとに分け、専用の回収ボックスに入れる	潰さないでゆすいで出す ラベルをはがす キャップやフタは外す

区分	種類	出し方	注意事項
びん	⑤無色（透明）びん、⑥茶色びん、⑦その他色びん、⑧再利用びん（リターナルびん）	種類ごとに分け、専用の回収コンテナに入れる。再利用びんが割れたり、ヒビが入った場合は、再利用びん以外のびんに色別で出す	飲食用に限る ゆすいで出す ラベルは取らない キャップやフタは外す
紙類	⑨ダンボール（断面が三層構造）、⑩新聞紙、⑪雑誌類（新聞広告を含む）、⑬その他紙製容器包装	ひも等で十字に縛って出す	金属、油紙やセロハン等の紙以外の付着物は取る
	⑫飲料用紙パック		内側にアルミニウムが使用していないものに限る
廃食用油	⑭家庭用廃食用油	専用の回収コンテナに入れる	空きペットボトルに入れてフタをする
⑮古着類	Tシャツ、ズボン、スーツ、着物、布団カバー、タオルケット、洋服など	ぬれないよう、ビニール袋に入れて出す	洗ってから出す ボタン、ファスナーは取らない 泥、油、ペンキで汚れたもの、掛け布団、敷き布団、会社の制服・ユニフォーム、靴下、スリッパ、帽子濡れたもの、汚れのひどいもの等は出さない

②資源物の収集・運搬方法

地区	町内全域		
収集方法	分別ステーション	リサイクルステーション	
実施者	自治会	御嵩町生活学校	あゆみ館
収集場所	地区ごとの分別ステーションの場所は別紙2の表-1のとおりとする	役場本庁舎北側駐車場	あゆみ館
収集日	地区ごとの収集日は別紙1の表-4のとおりとし、広報誌及びみたけカレンダーに掲載し、ごみ・資源物収集日程と分別品目を配布する	別紙1の表-5のとおりとし、広報誌及びみたけカレンダーに掲載する	
収集時間	朝方の1時間程度	午前9時～ 午前11時	午前9時～ 午後5時
収集品目	缶（スチール缶、アルミ缶）、ペットボトル（無色・有色・その他）、廃食用油	紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌類、その他紙製容器包装、飲料用紙パック）	びん（無色、茶色、その他色、再利用びん）、古着類
委託業者	(株)橋本	東濃故紙センター(株) 美濃加茂営業所 サンシャイン宮崎	(有)交告商店 (あゆみ館の古着類はサンシャイン宮崎)

③注意事項

- ・自治会・アパートの分別収集指導員に従い、それぞれの品目別回収容器に資源物を入れること。
- ・決められた回収時間を厳守すること。
- ・終了時間以降は、絶対に出さないこと。
- ・アルミ缶・びん類・紙類・古着類はできる限り地域の資源集団回収にご協力ください。
- ・雨の日の紙類の提出は、出来れば次回にお回しください。

(2)資源集団回収

小中学校PTAやその他各種団体が実施する資源回収に15品目の一部を出すことができる。回収対象品目は専ら物（缶、びん、紙類、古着類）に限る。

実施団体ごとの回収対象品目、排出場所及び回収日時等は直接確認すること。

(3)プラスチック製容器包装

①収集対象品目、排出方法

種類	出し方	注意事項
袋・ラップ類、ボトル・チューブ類、カップ・パック類、トレイ類、発砲スチロール（☑がついているもの）	町指定のプラスチック製容器包装指袋を使用する	汚れがついている場合は拭いたり、洗って乾かしてから出す 材質はプラスチック製でも商品そのものは対象外

プラスチック製容器包装指定袋の寸法

寸法	
外形	厚さ
650 mm×970 mm	0.03mm

②資源物の収集・運搬方法

地区	町内全域
収集方法	ステーション
収集場所	町指定の不燃ごみ集積所
収集日	地区ごとの収集日は別紙1の表-6のとおりとし、広報誌及びみたけカレンダーに掲載し、ごみ・資源物収集日程と分別品目を配布する
委託業者	(株)橋本

③処理手数料

条例第8条第1項の規定のとおり。

④注意事項

- ・収集日前日の夜には絶対に出さないこと。また、当日の朝8時まで集積所に出すこと。
- ・プラスチック製容器包装指定袋に自治会名（アパート名）及び氏名を明記すること。
- ・汚れが落ちない場合は、可燃ごみとして出すこと

(4) 使用済小型家電

① 搬入方法

種類	携帯電話、スマートフォン、小型パソコン、タブレット端末、電子辞書、時計など、縦 15 cm未満、横 40 cm未満、奥行 30 cm未満で回収ボックスの投入口に入るサイズの製品
搬入場所	役場本庁舎、上之郷・中・伏見公民館
搬入方法	小型家電回収ボックス
搬入日	随時回収（閉庁時・休館日を除く）

② 注意事項

- ・木製の家電製品（木時計、スピーカ等）や投入口に入らない家電製品は不燃ごみ金物類として出すこと。
- ・乾電池・ボタン電池等は取り外して出すこと。
- ・個人情報を含むものはデータを完全に消去して出すこと。

3. し尿

(1) 収集・運搬

し尿の収集運搬は、法第7条第1項に規定する下記の町の許可業者により原則として、土・日曜等休日、振替休日、年末年始を除いた日に収集計画に基づいて行うものとする。

詳細なし尿の汲み取り日程は、別紙3のとおりとする。

区域	許可業者	営業所所在地	電話
町内全域	(有)御嵩衛生社	御嵩町顔戸 1166 番地 7	0574 (67) 5576

(2) 処分

し尿の処分は、可茂衛生の緑ヶ丘クリーンセンターにおいて行うものとする。

4. し尿浄化槽汚泥等

(1) 収集・運搬

し尿浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥等（沈殿スクリーンかす等を除く）の収集運搬は、浄化槽法第35条第1項に規定する下記の町の許可業者が、し尿浄化槽の清掃作業の一連作業として行うものとする。

区域	許可業者	営業所所在地	電話
町内全域	(有)御嵩衛生社	御嵩町顔戸 1166 番地 7	0574 (67) 5576

(2) 処分

し尿浄化槽汚泥等の処分は、前記のし尿処理場において、し尿と併せて行うものとする。ただし、し尿浄化槽汚泥等のうち、沈砂、スクリーンかす等は原則として、し尿浄化槽清掃業者又は当該し尿浄化槽の管理者が適正に処分するものとする。

※し尿浄化槽清掃業者の協力義務

し尿浄化槽汚泥等の処理場への搬入は、し尿と区別するなどなるべく均等にし、し尿処理場の運転計画に従うこと。

5. 事業系一般廃棄物

(1) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、可能な限り再資源化に努め、事業者が自ら適正に処理し、許可業者に委託して処理するものとする。

区 域	許可業者名	営業所所在地	電 話
町内全域	(株)橋本	加茂郡八百津町野上 455 番地 1	0574 (43) 8211
	小森産業(株)	美濃加茂市加茂野町市橋 1129 番地	0574 (54) 1283
	(株)美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195 番地 1	0584 (66) 3657

- ・(株)美濃ラボについては、収集する一般廃棄物は実験用動物の死体等（死体、糞、敷きわら、敷きマット）に限定し、区域も御嵩町内の実験用動物の死体等の排出のある事業所に限定する。
- ・可茂衛生のごみ処理施設において業務の提供を受けようとする事業者は、事業者自らが直接搬入するか、許可業者に委託して搬入するかのいずれかの方法で運搬すること。

(2) 処理対象となる事業系ごみの種類

① 可燃ごみ・粗大ごみ

生活系のごみの例による。廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣など、標準的な生活系ごみと同様なごみ質で少量である場合に限り搬入を認める。ただし、生活系ごみの処理に影響があると判断した場合は、搬入を中止する。

粗大ごみは、最大長さ 230 c m とするが、詳細は可茂衛生に確認すること。

② 資源ごみ

リサイクル資源のうち、飲食用ガラスビン及び飲食用スチール缶、アルミ缶に限り搬入を認める。

(3) ごみ処理施設の利用

① 使用料

可茂衛生一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 11 年可茂衛生条例第 2 号）の定めるところによる。

(4) 事業者の協力義務

粗大ごみ以外の可燃ごみについては、可茂衛生指定の袋を使用すること。

飲食用カン・びんについては、洗浄して蓋等を取除き、各々を可茂衛生指定の袋に入れること。

その他、可茂衛生の指示に従うこと。

6. 火災廃棄物

火災に伴い発生する廃棄物（以下「火災廃棄物」という。）については、町が定める生活系一般廃棄物の処理に準じて処理するものとする。

(1) ささゆりクリーンパークで処理できる火災廃棄物

- ・可燃ごみ
- ・可燃粗大ごみ（布団、衣類、木製棚、机、テーブル等）
- ・不燃ごみ（ガラス類、金物類）
- ・不燃粗大ごみ（電気カーペット、ストーブ、ステレオ等）
- ・リサイクル不可能な家電 6 品目（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）
- ・その他（自転車、畳、物干し竿、スキー板、トタン板等）

(2) ささゆりクリーンパークで処理できない火災廃棄物

※町で定める方法により処理

- ・可燃、不燃粗大ごみのうち、規定寸法（230 c m）を超えるもの
- ・陶磁器（食器、置物、灰皿、花瓶等）、灰、瓦、コンクリート、レンガ、植木鉢、アスベスト、石膏ボード、建材、建築用廃材、鉄骨材、タイヤ、農業用機械、モーター、バッテリー、消火器、プロパンガスボンベ、浴槽、浄化槽、ドラム缶、劇薬、ペンキ類、農薬液（ビン）等
- ・リサイクル可能な家電6品目（テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）

(3) 火災廃棄物搬入手続き

- ・り災者が町で手数料の減免に関する申請をおこない、それに基づき町が減免の可否と同時に、可茂衛生「無料認定証」を発行する。（減免申請には、消防署が発行するり災証明書が必要）
- ・必要に応じて、り災者立会いの上、可茂衛生職員と現場確認を実施し、搬入可能な廃棄物を認定する。
- ・可茂衛生と搬入日時を協議し、り災者に通知する。

(4) 火災廃棄物搬入方法

- ・搬入に際しては、対象とする品目を必ず分別すること。必ずしも袋に入れなくてもよく、運搬時に飛散しないようにすること。
- ・蛍光管など特別な品目は、その都度可茂衛生と協議すること。
- ・処理困難物や規定寸法（230 c m）を超えないよう注意すること。
- ・搬入者は「無料認定証」を必ず持参すること。
- ・委託による運搬は、許可業者に限られる。その他の場合は、運搬車両に同乗すること。

7. 交通事故死等による動物死体の処理

交通事故死等による動物死体は次の施設に搬入する。

①動物死体処理施設

項目	内容	
名称	可茂聖苑（可茂衛生）	ささゆりクリーンパーク（可茂衛生）
所在地	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋 37 番地 7	可児市塩河 839 番地
処理方法	焼却	焼却
処理能力	動物炉 1	240 t / 24 時間

VI 一般廃棄物の排出抑制に関する方策

1. イベントでの啓発

環境フェア等での啓発

2. 広報紙等による啓発

ごみ出しカレンダー等の配布

3. ごみ減量化の奨励、助成

生ごみ処理機、コンポスト、枝葉粉碎機、ダンボールコンポスト、堆肥化密閉容器の購入助成、リサイクルステーション、資源集団回収事業に対する奨励金の交付、枝葉粉碎機の貸出事業実施

4. 環境学習への職員派遣

5. その他

マイバック持参運動の推進、清掃ボランティアの支援

VII 町内一斉清掃

1. 町内一斉清掃の実施

法第5条第3項及び規則第3条の規定により、実施日を毎年5月の第2日曜日と定め、各自治会単位で年1回実施するものとする。

VIII 生活排水処理実施計画

1. 種類ごとの年間ごみ排出量の見込み及び処理主体

種 類	排出量の見込み	処理主体	
		収集・運搬	処 分
し尿	1,028k1/年	(有)御嵩衛生社	緑ヶ丘クリーンセンター
浄化槽汚泥	3,887k1/年	(有)御嵩衛生社	緑ヶ丘クリーンセンター
合 計	4,915k1/年		

2. 処理計画

(1) 生活排水の処理計画

施設名	処理区域	人口（令和5年度）
コミュニティ・プラント	—	
合併処理浄化槽	町内全域	2,204 人
単独処理浄化槽・くみ取り	町内全域	2,951 人
下水道	下水道供用開始区域	12,800 人
農業集落排水施設	—	—
汚泥再生処理センター	—	—

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 収集区域の範囲等

項 目	量の見込み	収集区域	収集回収	収集方法
し尿	1,028k1/年	町内全域	随時 (詳細は別紙3の とおりとする)	バキューム式収集運搬車 による個別収集方式
浄化槽汚泥	3,887k1/年	町内全域	年1回以上	バキューム式収集運搬車 及び汚泥濃縮車による個 別収集方式

② 搬許可業者及び車両

許可業者	車両区分	積載量 (kg)	台数
(有)御嵩衛生社	バキューム車	3,000	5
(有)御嵩衛生社	汚泥濃縮車	1,600	1

3. 処理計画

(1) 処理施設の概要

施設名称	緑ヶ丘クリーンセンター
所在地	美濃加茂市牧野 1912 番地 2
供用開始	平成 16 年 4 月
処理規模	100KL / 日 (し尿 36KL + 浄化槽汚泥 64KL)
処理方式	前 処 理：細目スクリーン+スクリュープレス 水 処 理：標準脱窒素処理方式 高度処理：凝集沈殿+オゾン+砂ろ過 汚泥処理：多重円盤脱水+乾燥+炭化又は焼却 臭気処理：高濃度=生物脱臭 中濃度=アルカリ洗浄+活性炭吸着 低濃度=活性炭吸着
放流先	木曾川

別紙1 令和6年度 生活系一般廃棄物等収集日程

表-1 可燃ごみ収集日程

収集地区	収集日
上之郷地区	毎週火・金曜日
御嵩地区	毎週火・金曜日
中地区	毎週月・木曜日
伏見地区の一部 (里・洞・青木・稲荷台・高倉)	毎週月・木曜日
上記以外の伏見地区	毎週水・土曜日

(注) 年末年始(12月31日から1月3日まで)及び可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設ささゆりクリーンパークの定期点検日(11/9)は可燃ごみ収集を行わない。

表-2 不燃ごみ・粗大ごみ収集日程

収集地区 (曜日)	種類	収 集 日					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
上之郷 (水)	金物類	17日	22日	19日	17日	21日	18日
御嵩 (水)		17日	22日	19日	17日	21日	18日
中 (金)	可燃粗大	19日	24日	21日	19日	23日	20日
伏見 (火)	不燃粗大	16日	21日	18日	16日	20日	17日

収集地区 (曜日)	種類	収 集 日					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
上之郷 (水)	金物類	16日	20日	18日	22日	19日	19日
御嵩 (水)		16日	20日	18日	22日	19日	19日
中 (金)	可燃粗大	18日	22日	20日	24日	21日	21日
伏見 (火)	不燃粗大	15日	19日	17日	21日	18日	18日

表-3 不燃ごみ(陶磁器類)・乾電池

収集地区	収集日		曜日
上之郷地区	6月12日	12月11日	水
御嵩地区	6月12日	12月11日	水
中地区	6月14日	12月13日	金
伏見地区	6月11日	12月10日	火

表-4 分別ステーション

収集地区	収集日
上之郷地区	偶数月 第1日曜日
御嵩地区	偶数月 第1日曜日
中地区	偶数月 第3日曜日
伏見地区	偶数月 第3日曜日

表-5 リサイクルステーション

リサイクルステーション名	収集日
御嵩町生活学校	偶数月 第1日曜日
あゆみ館	毎週月曜～金曜日 (祝日・年末年始を除く)

表-6 プラスチック製容器包装収集日程

収集地区 (曜日)	種類	収 集 日					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
上之郷 (火)	プラスチック製容器包装	2日	7日	4日	2日	6日	3日
		16日	21日	18日	16日	20日	17日
御嵩 (火)		2日	7日	4日	2日	6日	3日
		16日	21日	18日	16日	20日	17日
中 (木)		4日	2日	6日	4日	1日	5日
		18日	16日	20日	18日	15日	19日
伏見 (木)		4日	2日	6日	4日	1日	5日
		18日	16日	20日	18日	15日	19日

収集地区 (曜日)	種類	収 集 日					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
上之郷 (火)	プラスチック製容器包装	1日	5日	3日	7日	4日	4日
		15日	19日	17日	21日	18日	18日
御嵩 (火)		1日	5日	3日	7日	4日	4日
		15日	19日	17日	21日	18日	18日
中 (木)		3日	7日	5日	9日	6日	6日
		17日	21日	19日	23日	20日	20日
伏見 (木)		3日	7日	5日	9日	6日	6日
		17日	21日	19日	23日	20日	20日

表-7 一般廃棄物処理許可業者一覧表

許可業者名	所在地及び営業所	電話
㈱橋本 代表取締役 橋本和彦	可児市下恵土一丁目 39 番地 八百津町野上 455 番地 1	0574(63)1111 0574(43)8211
小森産業㈱ 代表取締役 小森尚美	美濃加茂市加茂野町市橋 1129 番地	0574(54)1283
(有)御嵩衛生社 代表取締役 熊原誠司	御嵩町顔戸 1166 番地 7	0574(67)5576
(株)美濃ラボ 代表取締役 岩田美子	海津市平田町今尾 1195 番地 1	0584(66)3657

別紙2 令和6年度 分別ステーションの集積場所と回収容器保管場所

【上之郷地区】15 か所

【御嵩地区】24 か所

自治会・アパート名	分別収集場所	自治会・アパート名	分別収集場所
井尻	井尻公民館	送木	送木公民館
北切	北切公民館	長岡	長岡公民館
川南	川南公民館南駐車場	城町	平芝橋北空き地
平	平公民館南空き地	南山台東	中央公園東（南山台東）
宿	宿公民館	栢森	栢森歩道橋西広場
美佐野	美佐野公民館	板良町	板良町集会所
次月	旧バス停跡地	上町	御嵩公民館
津橋	津橋公民館	中本町	みたけ会館北
前沢	前沢公民館	若松町	墓地
謡坂	謡坂公民館	愛宕町	十六銀行駐車場
小原	小原公民館	元町	中山道みたけ館南西
西洞	無人販売所横	若宮町1	若宮公民館
谷	上之郷6798番地1北側（谷公民館）	若宮町2	若宮公民館
綱木	綱木グラウンド	赤坂	赤坂集会所西
大久後	大久後公民館	昭和町	昭和町公民館
		木の下	木の下公民館
		南山台西	2192-138 前
		向陽台	向陽台集会所
		ロイヤルアルペン	不燃ごみ集積場所
		リゾートハウス	アパートB棟階段下
		サーブラスワン萩	アパート正面入り口
		ハーブルタウン HIRO	駐輪場東横
		フェリーチェ	アパート駐車場
		ファミリー21	アパート玄関通路

【中地区】21 か所

【伏見地区】26 か所

自治会・アパート名	分別収集場所	自治会・アパート名	分別収集場所
西之門	ツツカミタ南空き地	里	里公民館
十日市場	中公民館東駐車場	洞	洞公民館
南町	南町倉庫の横	青木	高速架下(青木公民館)
西屋敷	中公民館西駐車場	稲荷台	稲荷台公民館
春日町	春日町公民館	高倉	高倉公民館前
北屋敷	愚溪住宅南町有地	高倉台	高倉台公民館
愚溪町	愚溪町公民館	共和台	1890-6(共和台公民館)
大庭	大庭辻宮前広場	山田	山田公民館
大庭台	第1集会所	東町	東町公民館
長瀬	中 1179-2 西(顔戸ゴルフ東)	中町	中町公民館
新木野	中 1133 南	西本町	ヤマ音楽センター北
顔戸北	子育て支援センター南西	西町	あっと訪夢北
顔戸南	顔戸公民館前	旭町	旭町公民館
古屋敷、サニフラー	古屋敷公民館	伏見台	あっと訪夢
西田	中央公園	野崎	野崎公民館
南山	中 4-14 町有地	新町	新町公民館
フレグランス寿志	アパートごみ集積所前	本郷	本郷公民館
TNK マンション春日	アパートガース庫横	D s Tokai	マンション駐車場
JUNO	アパート駐車場	ロイヤルタタ	アパート中央
グレースピラ西川	アパート駐車場	インペリアル伏見 ※	アパート駐車場
プリマウェーラ	アパート駐車場	ラフィネ上恵土	アパート南駐車場
		フレグランスハザマ	アパートA・B間の広場
		コートファウオーレ	アパート駐車場
		メゾン・ラフィネ	アパート西側
		グリーンヒルズ	アパート駐車場
		プラシード	B棟東側掲示板前

※ファンタジスタ含む

【回収容器保管場所】

御嵩町ストックヤード	御嵩町御嵩 1374-4
------------	--------------

別紙3

令和6年度 し尿汲み取り日程表

	6年					7年							地区
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①	1月	1水	3月	1月	2金	2月	2水	1金	2月	6月	3月	3月	井尻 西屋敷 南町 春日町
②	3水	2木	5水	3水	5月	4水	4金	5火	4水	8水	5水	5水	中切 西之門 十日市場
③	5金	8水	7金	5金	7水	6金	7月	6水	6金	10金	7金	7金	宿(住) 美佐野 北屋敷 新木野
④	8月	10金	10月	8月	9金	9月	9水	8金	9月	14火	10月	10月	次月 津橋 前沢 謡坂 愚溪 白山
⑤	10水	13月	12水	10水	13火	11水	11金	11月	11水	15水	12水	12水	大久後 小和沢 谷 大庭(台) 長瀬
⑥	12金	15水	14金	12金	14水	13金	15火	13水	13金	17金	14金	14金	小原 西洞 綱木 顔戸北(住宅) 顔戸南
⑦	15月	17金	17月	16火	16金	17火	16水	15金	16月	20月	17月	17月	送木 長岡 古屋敷 尼ヶ池 南山 西田
⑧	17水	20月	19水	17水	19月	18水	18金	18月	18水	22水	19水	19水	栢森 上町 元町 里 洞 青木
⑨	19金	22水	21金	19金	21水	20金	21月	20水	20金	24金	21金	21金	中本町 城町 若松 高倉(住宅) 高倉台 共和台
⑩	22月	24金	24月	22月	23金	24火	23水	22金	23月	27月	25火	24月	赤坂 谷山 木の下 東町 中町 山田
⑪	24水	27月	26水	24水	26月	25水	25金	25月	25水	29水	26水	26水	昭和 愛宕 若宮1 若宮2 西本町 旭町 伏見台 野崎
⑫	26金	29水	28金	26金	28水	27金	28月	27水	27金	31金	28金	28金	板良住宅 新町 西町 本郷
調整日		31金		29月 31水	30金	30月	30水	29金				31月	
	12	13	12	14	13	13	13	13	12	12	12	13	152日